

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和7年12月発行 No.7-15



家畜衛生だより

埼玉県川越家畜保健衛生所

電話 : 049-225-4141

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

FAX : 049-226-9653

Eメール : r254141@pref.saitama.lg.jp



年末年始に向けて防疫対策の徹底を！

- ◆伝染病発生地域への渡航の自粛
- ◆海外から国内に肉製品等を持ち込まないよう従業員等への周知・徹底
- ◆消毒の徹底等、飼養衛生管理基準の遵守

特定家畜伝染病発生時、通報遅れは手当金減額対象

国内での特定家畜伝染病発生において再発事例がみられることから、減額評価について農水省から考え方が示されました。

ポイント

- 早期通報の実施状況をより重視
- 再発事例においては飼養衛生管理基準の連続不遵守項目を重視

詳細は農水省ホームページでご確認ください。



農林水産省ホームページ
「手当金及び特別手当金の交付について」



異常を発見したらすぐに当所あて連絡を！

レンダリング装置利用調査を実施します！

特定家畜伝染病発生時に死体の処理方法として、移動式レンダリング装置の利用を検討しています。

つきましては、**農場所在地の市町を通じて**移動式レンダリング装置の利用希望等について調査を実施しますので、御協力お願いします。

家畜伝染病予防法施行規則の改正及び 飼養衛生管理基準及び防疫指針の変更について

主な変更点は以下のとおりです。

家畜伝染病予防法施行規則

- 分割管理をする際は家保の確認が必要です。

飼養衛生管理基準及び防疫指針

- 飼養衛生管理マニュアルに消毒設備等を明記した**農場平面図**を追加する必要があります。

詳細については農林水産省ホームページを御確認ください。



農林水産省ホームページ
「飼養衛生管理基準について」



農林水産省ホームページ
「特定家畜伝染病防疫指針について」

鶏・豚用飼料への牛由来原料利用が再開されました

牛由来原料は、令和6年10月より鶏や豚用の飼料にを利用することができますようになりましたが、牛等への給与は引き続き禁止されているため、牛等が鶏・豚用飼料を食べないよう管理をお願いします。

原料由来動物 給与対象動物	牛用飼料への利用	豚・鶏用飼料への利用
牛、めん羊、山羊	×	○
豚、馬、鶏	×	○